

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2022年2月3日

【四半期会計期間】 第55期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

【会社名】 株式会社鶴弥

【英訳名】 TSURUYA CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鶴見 哲

【本店の所在の場所】 愛知県半田市州の崎町2番地12

【電話番号】 (0569)29 - 7311(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 三井 真司

【最寄りの連絡場所】 愛知県半田市州の崎町2番地12

【電話番号】 (0569)29 - 7311(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 三井 真司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第54期 第3四半期累計期間	第55期 第3四半期累計期間	第54期
会計期間		自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2021年4月1日 至 2021年12月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高	(千円)	5,568,209	5,755,206	7,290,495
経常利益	(千円)	398,413	193,601	431,574
四半期(当期)純利益	(千円)	271,631	128,322	293,127
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)			
資本金	(千円)	2,144,134	2,144,134	2,144,134
発行済株式総数	(株)	7,767,800	7,767,800	7,767,800
純資産額	(千円)	11,639,961	11,724,805	11,691,188
総資産額	(千円)	15,920,904	15,945,216	15,892,497
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	35.48	16.76	38.29
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
1株当たり配当額	(円)	4.00	5.00	11.00
自己資本比率	(%)	73.1	73.5	73.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	505,554	495,885	494,665
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	30,037	135,682	52,527
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	101,334	390,365	101,640
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	1,967,173	1,903,325	1,933,487

回次		第54期 第3四半期会計期間	第55期 第3四半期会計期間
会計期間		自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	21.15	7.90

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間及び当第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、第1四半期会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、前事業年度からの新型コロナウイルス感染症の流行拡大の影響が継続し、新たにオミクロン株によって第6波に突入するなど、感染収束の時期は未だ不透明であります。

また、当業界におきましては、当社の業績に影響する持家着工戸数は前年同四半期比で増加しておりますが、感染再拡大による経済活動停滞への懸念や、景気・雇用の先行き不安から依然として不安定な状況にあります。

このような経営環境のもと、当社では今期から、動画配信サイトでの製品PR及び専門家向けWEBセミナーを継続して開催し、また、総合カタログの刷新を行うなど、感染拡大防止の観点から多角的な営業活動を実施しました。その結果、売上高につきましては前年同四半期比3.4%増の5,755百万円となりました。

一方、損益面につきましては、歩留り・工場稼働率の向上に加え、自助努力を中心とした継続的なコスト削減を行っておりますが、国際的な原油価格の上昇とともに、鋼材等の各種資源高も重なって、エネルギーコストや設備維持にかかるコストが大きく増加しております。これにより、当第3四半期累計期間における売上原価率は、前年同四半期比3.8ポイント増の75.2%となり、売上総利益は前年同四半期比10.3%減の1,426百万円となりました。

販売費及び一般管理費におきましては、運送費や梱包用資材等の価格上昇がございましたが、各費用の見直しを進めるなどコスト削減の自助努力を継続しております。その一方、WEB上の広告宣伝活動や研究開発活動といった先行投資的な分野は積極的に実施し、前年同四半期比2.9%増の1,280百万円となりました。

この結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高5,755百万円（前年同四半期比3.4%増）、営業利益146百万円（前年同四半期比57.7%減）、経常利益193百万円（前年同四半期比51.4%減）、四半期純利益128百万円（前年同四半期比52.8%減）の増収減益となりました。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期末の資産につきましては、売上高が増加したことによる売上債権（受取手形及び売掛金）の増加64百万円（前事業年度末比4.0%増）、商品及び製品の増加69百万円（前事業年度末比9.1%増）等により、15,945百万円（前事業年度末比0.3%増）となりました。

負債につきましては、燃料価格の上昇及び当第3四半期末が金融機関の休日であったこと等による電子記録債務の増加530百万円（前事業年度末比85.0%増）により4,220百万円（前事業年度末比0.5%増）となりました。

純資産につきましては、利益剰余金の増加36百万円（前事業年度末比0.6%増）等により11,724百万円（前事業年度末比0.3%増）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期累計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べて30百万円減少し、1,903百万円となりました。

当第3四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、得られた資金は、495百万円となりました（前年同四半期累計期間に比べ9百万円の減少）。

営業活動による資金の増加要因としては、主に税引前四半期純利益193百万円、減価償却費167百万円及び仕入債務の増加額496百万円等によるものです。

一方、資金の減少要因としては、主に法人税等の支払額161百万円、棚卸資産の増加額89百万円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は、135百万円となりました（前年同四半期累計期間に比べ105百万円の増加）。

投資活動による資金の減少要因としては、主に固定資産の取得による支出138百万円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は、390百万円となりました（前年同四半期累計期間に比べ289百万円増加）。

財務活動による資金の減少要因としては、短期借入金の減少額300百万円及び配当金の支払額90百万円によるものです。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第3四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財政上の課題

当第3四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した優先的に対処すべき事業上及び財政上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における研究開発活動の金額は、229百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した研究開発活動の状況について重要な変更はありません。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第3四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

(9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第3四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した資本の財源及び資金の流動性についての方針に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,000,000
計	25,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年2月3日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,767,800	7,767,800	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第二部	単元株式数 100株
計	7,767,800	7,767,800		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2021年10月1日～ 2021年12月31日		7,767		2,144		2,967

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 112,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,653,100	76,531	
単元未満株式	普通株式 1,800		
発行済株式総数	7,767,800		
総株主の議決権		76,531	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,100株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権31個が含まれております。

【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社鶴弥	愛知県半田市州の崎町2 番地12	112,900		112,900	1.45
計		112,900		112,900	1.45

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期財務諸表等規則第4条の2第3項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2021年4月1日から2021年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人東海会計社による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,945,487	1,915,325
受取手形及び売掛金	1,620,390	1,685,312
商品及び製品	767,290	837,028
仕掛品	44,796	48,024
原材料及び貯蔵品	141,431	157,802
その他	20,404	44,818
貸倒引当金	8,817	9,968
流動資産合計	4,530,982	4,678,343
固定資産		
有形固定資産		
土地	9,104,672	9,104,672
その他(純額)	1,478,183	1,422,875
有形固定資産合計	10,582,855	10,527,548
無形固定資産	23,568	14,473
投資その他の資産	755,090	724,850
固定資産合計	11,361,514	11,266,872
資産合計	15,892,497	15,945,216

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	449,903	398,398
電子記録債務	624,809	1,155,667
短期借入金	1,800,000	1,500,000
未払法人税等	121,123	-
賞与引当金	157,614	85,251
その他	474,755	498,942
流動負債合計	3,628,205	3,638,258
固定負債		
退職給付引当金	192,152	200,571
役員退職慰労引当金	312,061	313,189
その他	68,890	68,390
固定負債合計	573,103	582,151
負債合計	4,201,308	4,220,410
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,144,134	2,144,134
資本剰余金	2,967,191	2,967,191
利益剰余金	6,407,299	6,443,763
自己株式	53,434	53,434
株主資本合計	11,465,190	11,501,654
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	225,998	223,151
評価・換算差額等合計	225,998	223,151
純資産合計	11,691,188	11,724,805
負債純資産合計	15,892,497	15,945,216

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
売上高	5,568,209	5,755,206
売上原価	3,977,826	4,328,476
売上総利益	1,590,383	1,426,730
販売費及び一般管理費	1,243,974	1,280,039
営業利益	346,408	146,691
営業外収益		
受取利息	16	10
受取配当金	14,457	15,519
雇用調整助成金	36,810	25,169
その他	25,408	30,635
営業外収益合計	76,693	71,335
営業外費用		
支払利息	4,512	4,160
工場休止に伴う諸費用	10,455	10,181
その他	9,719	10,083
営業外費用合計	24,688	24,424
経常利益	398,413	193,601
税引前四半期純利益	398,413	193,601
法人税、住民税及び事業税	82,355	30,982
法人税等調整額	44,426	34,296
法人税等合計	126,782	65,278
四半期純利益	271,631	128,322

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	398,413	193,601
減価償却費	167,596	167,207
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,359	1,150
賞与引当金の増減額(は減少)	122,686	72,363
退職給付引当金の増減額(は減少)	15,167	8,419
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	1,433	1,128
受取利息及び受取配当金	14,474	15,530
支払利息	4,512	4,160
雇用調整助成金	36,810	25,169
売上債権の増減額(は増加)	26,719	64,922
棚卸資産の増減額(は増加)	141,114	89,337
仕入債務の増減額(は減少)	37,501	496,410
その他	71,714	20,659
小計	611,840	625,415
利息及び配当金の受取額	14,476	15,530
雇用調整助成金の受取額	26,527	21,514
利息の支払額	5,669	4,766
法人税等の支払額	141,620	161,807
営業活動によるキャッシュ・フロー	505,554	495,885
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	30,087	138,527
固定資産の売却による収入	250	1,045
貸付けによる支出	200	-
貸付金の回収による収入	-	1,800
投資活動によるキャッシュ・フロー	30,037	135,682
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	-	300,000
長期借入金の返済による支出	50,000	-
配当金の支払額	51,334	90,365
財務活動によるキャッシュ・フロー	101,334	390,365
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	374,183	30,162
現金及び現金同等物の期首残高	1,592,989	1,933,487
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,967,173	1,903,325

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。これらの変更による当第3四半期累計期間の売上高、売上原価等に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

また、「四半期財務諸表に関する会計基準」(2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」

(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(表示方法の変更)

(四半期貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記していた「固定資産」の「建物(純額)」は、資産の総額の100分の10以下であるため、第1四半期会計期間より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「固定資産」の「建物(純額)」に表示していた954,560千円は、「その他」として組み替えております。

前事業年度において、独立掲記していた「投資その他の資産」の「投資有価証券」は、資産の総額の100分の10以下であるため、第1四半期会計期間より「投資その他の資産」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「投資有価証券」に表示していた509,779千円は、「投資その他の資産」として組み替えております。

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間において、独立掲記していた「営業外収益」の「売電収入」、「営業外費用」の「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当第3四半期累計期間より「その他」に含めて表示しております。この表示の変更を反映させるため、前第3四半期累計期間の四半期損益計算書の組替えを行っております。

この結果、前第3四半期累計期間の四半期損益計算書において、「営業外収益」の「売電収入」に表示していた8,779千円は「営業外収益」の「その他」、「営業外費用」の「固定資産除却損」に表示していた4,214千円は「営業外費用」の「その他」として組み替えております。

(新型コロナウイルス感染症流行拡大の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書の(重要な会計上の見積り)に記載の新型コロナウイルス感染症の影響に関する会

計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定に重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

四半期会計期間末日満期手形

四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が四半期会計期間末日残高に含まれております。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
受取手形	- 千円	63,787千円
支払手形	- 千円	23,198千円
電子記録債務	- 千円	176,135千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金勘定	1,979,173千円	1,915,325千円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	12,000	12,000
現金及び現金同等物	1,967,173	1,903,325

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	19,137	2.5	2020年3月31日	2020年6月24日	利益剰余金
2020年10月14日 取締役会	普通株式	30,619	4.0	2020年9月30日	2020年12月8日	利益剰余金

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	53,584	7.0	2021年3月31日	2021年6月23日	利益剰余金
2021年10月12日 取締役会	普通株式	38,274	5.0	2021年9月30日	2021年12月7日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

当社は、粘土瓦の製造・販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	売上高
製品	5,296,840
商品	374,026
工事売上	84,338
顧客との契約から生じる収益	5,755,206
その他の収益	-
外部顧客への売上高	5,755,206

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	35円48銭	16円76銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	271,631	128,322
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	271,631	128,322
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,654	7,654

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

2021年10月12日開催の取締役会において、2021年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり当期中間配当を行うことを決議し、支払を行いました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38,274千円
- (ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・・・ 2021年12月7日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月3日

株式会社 鶴弥
取締役会 御中

監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 後藤 久貴
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大 国 光 大
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社鶴弥の2021年4月1日から2022年3月31日までの第55期事業年度の第3四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社鶴弥の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。